

社会福祉法人 新南陽福祉の会 行動計画（第3期）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日～令和7年9月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知徹底を図る。

<対策>

- 令和2年10月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年11月～ 制度に関するパンフレットを作成・配布し、施設長会議や運営会議において管理職を対象とした研修を行い、本法人の就業規則等について、職員に周知

目標2：年次有給休暇の取得率75%以上を継続・維持する。

<対策>

- 令和2年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和2年11月～ 職員が子どもの行事等に参加できるよう、勤務表作成時における希望公休や有給休暇の取得など計画的な取得を職員へ周知
- 令和3年 4月～ 職員の取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始（取得率75%以上もしくは対前年度取得日数1日以上増）
- 令和4年 4月～ 再度、職員の取得状況を把握し、取得率の低い職員に対する啓発を図り、以後、毎年継続して啓発実施

目標3：令和3年4月までに、育児のための所定外労働の制限について、対象職員を小学校就学前の子を持つ職員に拡充する。

<対策>

- 令和2年10月～ 職員のニーズの把握・調査、検討開始
- 令和3年 4月～ 制度の導入、社内広報誌などによる職員への周知